

京都外国語大学 履修規程

(平成19年1月30日制定)

(趣 旨)

第1条 この規程は、京都外国語大学（以下「本学」という。）学則第6章、第7章及び第8章に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項を定める。

(授業科目の区分)

第2条 授業科目の区分は、専門教育科目、教養教育科目、重点履修科目及び総合科目とする。

(卒業要件)

第3条 本学を卒業するためには、学則第5条及び第26条の規定により、本学に4年以上在学し、本学学則別表1に定める授業科目の単位を修得し、合計124単位以上を修得しなければならない。

(進 級)

第4条 各年次（学年）への進級は、各学科の定める進級基準を満たさなければならない。

(単位数の計算)

第5条 授業科目の単位数は、学則第11条の規定により計算するものとする。

2 前項の計算において、本学の授業時間は1講時90分の授業を2時間とみなす。

(履修登録)

第6条 単位を修得するためには、第2条の規定に定める区分に従い、その年度の各学期に履修しようとするすべての授業科目の登録手続きを行わなければならない。

(履修登録単位数の上限)

第7条 1年次又は2年次において年間に履修できる単位数は、48単位を上限とする。

2 2年次において、次の各号のいずれかに該当する者は、履修登録単位数の上限を超えて履修登録することができる。

(1) 前学期までの成績評価に基づき算出する、第19条にいうGPAが2.7以上の場合

(2) 履修登録単位数の上限まで履修登録し、なお進級に必要な単位数に達しない場合

3 資格課程（教職・司書・司書教諭・学芸員）で開講されている授業科目の単位は、第1項の規定を適応しないものとする。

(クラス指定科目の履修登録)

第8条 クラス又は担当者指定のある授業科目は、原則として指定以外で履修することができない。

(履修登録の配当年次制限)

第9条 上級年次に配当されている授業科目を、原則として下級年次の学生が履修することはできない。ただし、海外帰国生徒等の履修特例を除く。

(授業科目の受講制限)

第10条 指定する授業科目に限り、受講定員を設ける場合がある。この場合には、選考又は抽選により受講者を決定する。

(授業科目の開講取消)

第11条 受講登録者数が5名以下の授業科目は、開講を取り消すことがある。

(履修登録の無効)

第12条 単位を修得した授業科目を登録することはできない。また、同一年度に同一科目を重複して登録することはできない。重複登録を行った場合には、いずれの授業科目も登録が無効となる。

2 履修登録していない授業科目の単位は、認定することができない。

(履修登録後の登録変更)

第13条 履修登録後、原則として登録の変更又は追加することはできない。ただし、秋学期に開講する科目については秋学期の別に定める期間に本学の認める範囲内で、登録の変更又は追加することができる。

- 2 履修登録の内容が明らかに誤りと認められた場合は、別に定める期間内に訂正を認めることがある。
- 3 第11条により授業科目の開講取消があった場合、当該授業科目の単位数内で追加登録できる。
- 4 登録した授業科目を履修し、なお進級基準及び卒業に必要な単位数に達しないと判明した場合、必要と認められる範囲内で追加登録することができる。
- 5 第2外国語科目で選択した言語は、原則として変更することができない。

(履修登録の取消)

第14条 履修登録をした後に、登録した授業科目を、別に定める期間内に取り消すことができる。

(資格課程等の履修)

第15条 教職、司書、司書教諭及び学芸員の資格を得るため課程の履修方法は別に定める。

- 2 日本語教員養成課程の履修方法は、別に定める。
- 3 第1項及び前項以外に副専攻コースを設け、履修方法は別に定める。

(単位の授与)

第16条 学則第15条第1項の規定により、試験等に合格した場合は、所定の単位を授与する。

(成績評価の方法)

第17条 授業科目を履修した者に対する評価方法は、原則として平常試験（小テスト、オーラルテスト、レポート等）、定期試験、論文審査及び口述試問とする。

(成績評価の基準)

第18条 学則第16条の規定により、授業科目の成績評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下を不合格とする。

- 2 次のいずれかに該当する場合は、当該科目を失格とする。
 - (1) 次のいずれかの事由により、授業科目担当者が点数による評価をすることを不可能と判断した場合
ア 出席不足（原則として授業科目の実質授業回数の3分の2以上の出席が必要）
イ 点数による評価に不可欠なレポートの未提出
ウ 点数による評価に不可欠な試験の欠席
 - (2) 教授会において不正行為を行ったと判定された場合

(GPA)

第19条 前条第1項の成績評価を基に、単位あたりの成績評価の平均値を示すGPA（Grade Point Average）を算出して履修登録に活用し、成績表及び成績証明書にも記載する。

- 2 前項のGPAの算出方法は、別に定める。

(成績表の通知と成績調査)

第20条 学生個々の成績評価については、成績表を所定の日時に配付するとともに保証人へ送付する。成績評価に対して疑問がある場合は、別に定める期間内に成績調査を教務部に願い出ることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条 学則第19条第1項、第2項及び第3項の規定により、大学又は短期大学を卒業又は退学し、新たに本学に入学した学生の既修得単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）については、30単位を上限に本学の単位として認定することができる。

- 2 本学と協定を結んでいる高等学校の生徒が、本学科目等履修生等として修得した科目について、単位を認定することができる。

- 3 第1項及び前項の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。
- 4 認定方法については別に定める。

(留学により修得した単位の認定)

第22条 学則第17条第2項の規定により、本学が認めた海外の大学への留学により修得した単位は、半年の場合15単位、1年間の場合30単位、1年半又は2年間の場合45単位を上限として、本学で修得した単位として認定することができる。

- 2 本学と交流協定を締結する大学の両方の学位を取得する場合、2年間の上限を60単位とすることができる。
- 3 本学が認めた国内の大学への留学により修得した単位は、1年間45単位を上限に本学で修得した単位として認定することができる。
- 4 第1項、第2項及び前項の認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。
- 5 認定方法については別に定める。

(併設する京都外国語短期大学における修得単位の認定)

第23条 学則第17条第1項の規定により、併設する京都外国語短期大学で修得した単位は、12単位を上限に本学で修得した単位として認定することができる。

- 2 単位の認定申請は、受講申し込み時に教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

(本学と単位互換協定を結ぶ他大学における修得単位の認定)

第24条 学則第17条第1項の規定により、本学と単位互換協定を結ぶ他大学で修得した単位については、12単位を上限に本学で修得した単位として認定することができる。

- 2 単位の認定申請は、受講申し込み時に教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

(インターンシップによる単位の認定)

第25条 学則第17条第1項の規定により、本学が認めるインターンシップ制度において、就業体験を企業等において実習・研修し、インターンシップ評価委員会において合格と判断された者は、8単位を上限に本学で修得した単位として認定することができる。

- 2 認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

(資格検定試験の成果による単位の認定)

第26条 学則第17条第1項の規定により、本学が認める資格検定試験において、本学が定める基準に達した者は、6単位を上限に本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

(教育支援活動の成果による単位の認定)

第27条 学則第17条第1項の規定により、本学が指定する教育支援活動に登録し、所定の施設で活動を行った者は、その活動時間によって4単位を上限に本学において修得した単位として認定することができる。

- 2 認定を希望する者は、教務部へ所定の手続きをとらなければならない。

(他大学等において修得した単位の認定)

第28条 学則第18条第2項及び第19条第3項の規定により、この規程第22条第1項・第2項、第23条第1項、第24条第1項、第25条第1項、第26条第1項及び第27条第1項において修得した単位は、第21条第1項・第2項の単位を合わせて60単位を限度に本学において修得したものとみなし、単位認定することができる。

(編入学生の履修と既修得単位の認定)

第29条 編入学生の履修については、編入学した年次の学生と同じ学則及び履修規程によるものとする。

2 編入学前の大学又はこれと同等の学校で修得した単位については、別に定める要領に基づき本学の単位として認定する。

3 学内編入生が編入学前に本学で修得した単位は、前項とは別に単位認定することがある。

(再入学・復籍者の履修と既修得単位の認定)

第30条 再入学又は復籍する者の履修については、再入学又は復籍した年次の学生と同じ学則及び履修規程によるものとする。

2 退学又は除籍前に本学で修得した単位については、原則として修得した単位に基づいて単位認定する。

(改 廃)

第31条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条に規定する授業科目の区分について、平成17年度以前の入学者は、入学年度の授業科目の区分によるものとする。

3 第7条に規定する履修登録単位数の上限について、平成17年度以前入学者は、56単位を上限とするものとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(平成21年1月29日改正、平成22年1月28日改正、平成24年2月23日改正)